

平成30年度第10回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 平成31年1月10日（木）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開 会 平成31年1月10日 午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	1番	濱北 圭右			
会長職務代理者	2番	増岡 美知子			
委員	3番	土山 秋吉	4番	中嶋 英徳	5番 松野 智子
	6番	濱崎 伸二	7番	嶋田 正忠	8番 大淵 一弘
	9番	島川 俊昭	10番	石井 博俊	
5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	池上 章	徳永 章	城戸 政治
長洲・清里区域	坂井 隆浩	磯川 伸哉	
6. 欠席農業委員は次のとおりである。

なし
7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし
8. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局	書記	木原 弘智
9. 提 出 議 案

報告第20号	農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について
報告第21号	農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
議案第31号	農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第32号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第33号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第34号	平成30年農業作業料金・農業労賃について
	その他

事務局	<p>それでは、起立。礼。着席。</p> <p>ただいまから、平成30年度第10回長洲町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
濱北会長	<p>初めに濱北会長より御挨拶をお願いします。</p> <p>今年初めての定例会でございます。まず、改めまして明けましておめでとうでございます。今年もどうぞよろしくお願ひいたします。先ほども話がありましたけれども、昨年中はほんとうにいろいろと公私ともに御指導をいただき、御無理も申し上げながら1年間をどうにか乗り切ることができました。また、今年もどうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>そしてまた、皆様方、ご家族で健やかに新年を迎えられたこととお喜び申し上げますとともに、今年の新しい年がいい年でありますように祈念申し上げます。また、よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>今日は第10回定例会です。どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、本日は委員10名が全員参加されています。定足数に達しておりますので、総会は成立することを御報告いたします。</p> <p>それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき会長は会議の議長となりますので、以降の進行は濱北会長にお願ひいたします。</p>
濱北会長	<p>わかりました。本日の提出議案は報告第20号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」、報告第21号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、議案第31号「農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について」、議案第32号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第33号「農用地利用集積計画（案）の決定について」、議案第34号「平成30年農作業料金・農業労賃について」を議案といたします。</p> <p>まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、議事録には議長及び委員会において定めた二人以上の出席委員が署名、押印しなければならないとなっております。本日の議事録署名委員は、7番嶋田委員、8番大淵委員にお願ひいたします。</p> <p>議事に入ります。1ページです。</p> <p>報告第20号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案の1ページになります。</p> <p>報告第20号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出がありましたので、次のとおり報告いたします。受付番号2番です。筆が多くて、届出人、届出地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。</p> <p>簡単ではございますが、以上で報告第20号の説明を終わらせていただきます。</p>

濱北会長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。この件について何かご質問等はございますか。</p> <p>これは相続でございます。どうぞ。</p>
土山委員	<p>台帳と現況は大体、田と畑になっているけど、これは太陽光にたしかなったとつとでしょう。</p>
事務局 濱北会長	<p>たしかにあります。ただ、相続の地目は、登記上の地目です。ほかにありませんか。</p> <p>－ありません の声有－</p>
濱北会長	<p>なければ、報告第20号はこれをもって終わります。</p> <p>次に進みます。2ページです。報告第21号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第21号農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。受付番号54番と55番になります。</p> <p>申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請理由についても議案書記載のとおりによる合意解約となっています。</p> <p>こちらも簡単ではございますが、報告第21号の説明を終わらせていただきます。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。この件について何かご質問等はございますか。どうぞ。</p>
松野委員	<p>これ、同じ。</p>
事務局	<p>同じですけれども、間に中間管理機構が代理で入りますよ。これは本人が公社に貸して、さらに公社から本人が借りていたということです。今回、ここに期間借地の方が入ることになりましたので、一旦、これを解約して、また設定し直す手続が必要になったので、わかりにくいですが、今回、一旦合意解約するという事です。ふだんの相対の貸し借りなら一つです。間に公社が入っているのです。普通なら、地主が公社に貸して、それで公社が農家さんに貸しますよ。それが両方解約という形なので、今回、2段になります。</p>
中嶋委員 事務局	<p>ばってん、去年、期間借地を結んでたんじゃないんですか。</p> <p>結んでいません。</p>
中嶋委員 事務局	<p>この人が初めてですか、あそこの基盤整備の中では。期間借地は。これは自分から公社に貸して、自分が1年間丸々、使用貸借してたんです。その解約です。だから、まだ期間借地じゃないです。それに絡むために一旦解約です。公社は基本的に10年で借り受けます。で、5年で相手に貸して、5年後にもう1回どうするかという話です。まあ、やり方は自由です。公社が5年で借り受けることもあります。</p>
濱北会長	<p>ほかにありませんか。</p>

濱北会長

－ありません の声有－

なければ、第21号はこれをもって終わります。

次に進みます。3ページです。議案第31号「農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局より説明してください。

事務局

議案第31号、農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について次のとおり提出いたします。受付番号1番です。平成28年8月23日付で県のほうから農地法第5条第1項の規定に基づく許可を得ています。事業内容の変更による事業計画変更承認申請となります。昨年度の同時期に工事完了予定日の変更計画承認申請を行い、許可を得ていますが、今回まだ事業完了に至っていないため、再度、工事完了日を変更する申請が上がっています。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりでございます。

申請地につきましては、議案書の4ページ、5ページになります。長洲駅の東側にある踏切の南側、今、何軒か家が建っているところですが、議案書に記載の所在地等は許可を受けたときのものです。

字図については、許可後に事業を進めており、分筆等が完了していることから現在の所在地となっています。

事業変更理由については、熊本地震による被災地の早期復興を図るために建築業者が被災者の住宅復旧を最優先に着手していること、あわせて、基礎工事職人、大工等の職人不足による工事完了日の変更ということです。

事業計画の変更による新たな資金や、付近の土地、作物等の被害防除等はないということです。

以上、受付番号1番の説明を終わらせていただきます。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。この件について質問等はございますか。

－ありません の声有－

濱北会長

なければ賛成の農業委員の挙手をお願いします。

－賛成者挙手－

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成でございますので、受付番号1番については許可相当として県知事へ意見を送付いたします。

次に進みます。6ページです。議案第32号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第32号、農地法第5条第1項による許可申請について次のとおり提出いたします。

まず、受付番号23番についてご説明いたします。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議

案書に記載のとおりです。

申請地については、8ページ、9ページに字図等を載せています。鷺巣区の入口付近です。

許可基準等について御説明します。説明資料の1ページ、2ページをあわせてごらんください。申請理由については、個人住宅建築のため売買による所有権移転となっています。申請地の農地区分についてはおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第一種農地と判断しており、原則不許可になりますが、例外的に許可できる場合が定められています。例外要件については、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び同法施行規則第33条第4号の規定に基づき、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上、必要な施設で集落に設置されるものであるため、不許可の例外に該当するということでございます。

資力については、金融機関からの住宅ローン事前審査結果通知による融資額が事業費を超過しているため適当と判断しています。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成31年3月1日着工予定、平成32年2月28日完成予定であり、適当と判断しています。

計画面積の妥当性については、個人住宅建設によるものであるため、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため適当と判断しています。転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、周辺に農地はなく、南側は町道から1から1.5mの高さに位置し、平坦であるため造成工事の予定はありません。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水については合併浄化槽を設置し、道路側溝へ放流、雨水については雨水枿を4カ所設置し、道路側溝へ放流ということでございます。

以上、受付番号23番の説明を終わらせていただきます。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の10番石井委員にお願いいたします。

石井委員

先日、現地を見てきたわけですがけれども、両脇が宅地で南側が町道、北側が山ということで、別に問題はないと思います。

濱北会長

ありがとうございました。

城戸推進委員

続きまして担当推進委員の城戸推進委員に御意見を伺います。

推進委員の城戸です。農業委員さんがおっしゃったとおり、ここは右も左も宅地で家が建っており、奥は山林で、何の問題もないと思われます。ということで、皆様の審議のほどをよろしくお願いします。

濱北会長

ありがとうございました。

ただいま、事務局と担当委員、それから推進委員の説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

濱北会長

－ありません の声有－

ありがとうございました。

なければ、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

－賛成者挙手－

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号23番は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。受付番号24番です。事務局より説明をお願いします。

事務局

受付番号24番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書6ページに記載のとおりです。

申請地につきましては議案書の10ページと11ページに字図等を載せています。梅田セブンイレブン北側になります。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の3ページと4ページをあわせてごらんください。申請地の農地区分については、都市計画法に定められている用途地域で第一種中高層住居専用地域であるため第三種農地と判断しております。原則、許可ということでございます。

資力については、金融機関からの融資予定額が事業費を超過しているため適当と判断しています。

申請に係る用途に遅滞なく要することの確実性については、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成31年3月1日に着工予定、平成32年2月28日完成予定ということで、適当と判断しています。

計画面積の妥当性については、隣接地と合わせて太陽光パネル288枚を設置予定であり、その他は管理用道路ということで適当と判断しています。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無については、申請地は北側から南側への傾斜となっているため、北側土砂を南側に自然勾配と整地する程度であり、新たな土砂搬入等による造成工事はありません。

その他、給水はなく、雨水については自然浸透となっています。

以上、受付番号24番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の3番土山委員にお願いいたします。

土山委員

3番の土山です。定例会資料の10ページと11ページ、それから説明資料の3ページと4ページで説明します。

11ページを見てもらうとわかりますけど、ここは大谷線ができる前は田んぼでした。この西と東は段々畑で、ここが田んぼで一番低かったんです。その右隣が畑で、これが申請地より1mぐらい低かったんです。道路ができたら、この申請地の畑から埋め立てをされました。

事務局  
土山委員  
濱北会長  
  
坂井推進委員  
  
濱北会長  
  
池上(章)推進委員  
土山委員  
  
濱北会長  
  
濱北会長  
  
濱北会長

そして今、埋め立てている状態で売買されているわけです。

大谷線ができたとき、町は全然排水を考えていなくて、結局、ここには自然浸透と記されていますが、梅雨どきはものすごく水が出ます。ここをしたとき、私の考えでは、大谷線をくりぬいて向こう側に水抜きをしておかないといけませんでした。それをしていないわけです。おまけに、隣の畑に行くためには、ここは道がないですから、上のほうの側道を歩いてくるわけです。ところがここは、大谷線ができた時点で町が買っているはずで、雨が降ったときのために水路を設けないといけない。ところが買ってから全然しかからないんです、何十年たっても。それでどういう弊害が起きているかという、隣の畑と申請地の実線のところは、ずっと畔が崩れてしまっています。そういうことは町は全然知りません。局長、その辺を建設課に言っておいてくれませんか。

とにかくそういう状態です。これに反対ではありませんが、水関係までしてもらわないと。いいですかね。もう1回、どうなっているか話をしておいてください。

言っておきます。

以上です。

ありがとうございました。

続きまして担当推進委員の坂井推進委員に御意見を伺います。

推進委員の坂井です。土地形状が北から南への傾斜となっておりますので、土地の有効利用を考えれば太陽光でもいいんじゃないかと思えます。ほかは特に問題ないと思えますので、審議のほど、よろしく願います。

ありがとうございました。

ただいま農業委員と推進委員の説明があわせてありましたけど、何か質問等はございますか。

何でもしかかったら周りを考えてもらわないとですね。私もあその道路を通るときにいつも見ますけど、あそこは草だらけですよ。

そんなに水はけが悪くて太陽光とか大丈夫なんですか。

今、この下の人が個人的にU字溝をどこかに引っ張っているんですよ。

何か御意見はありませんか。

—ありません の声有—

ありがとうございました。

それでは、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

—賛成者挙手—

ありがとうございました。全員賛成ですので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。受付番号25番です。事務局より説明してください。

事務局

それでは、受付番号25番です。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積は議案書記載のとおりです。申請地は議案書の12ページ、13ページをごらんください。宮崎児童公園の東側です。

許可基準等について御説明いたします。説明資料の5ページ、6ページをあわせてごらんください。

申請理由については、個人住宅建設のため売買による所有権移転です。

申請地の農地区分は第一種、第三種ともに該当せず、広がりもなく、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第二種農地と判断しています。

申請地のほかに適当な代替地がない場合には原則として許可できることとなります。

資力につきましては、金融機関からの住宅ローン仮審査終了通知による融資額が事業費を超過しているため適当と判断しています。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成31年2月15日より着工予定、平成31年7月31日完成予定ということで適当と判断しています。

計画面積の妥当性については、個人住宅建築によるものであるため非農家住宅基準面積はおおむね500㎡ですが、申請地周辺は宅地及び家庭菜園のみであり、優良農地としての活用や農地流動化が望めないのみならず、申請地に入る通路がないため、農地以外の目的に使用できない土地であるため、分筆することは土地所有にあまりにも酷ということで、1筆での転用はやむを得ない旨の事前相談を許可権者を行い、今のところ了承を得ているところです。

転用行為の妨げとなる権利を有する者はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無については、申請地周辺は家庭菜園及び住宅地であり、申請地の造成工事に盛土はなく、セットバックにより一部切り土を行うが、万全を期して工事を行うということです。近隣に迷惑をかけた場合は転用者において責任を負われるということです。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水については町下水道へ、雨水については雨水管を通し道路側溝へ放流ということでございます。

以上、受付番号25番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。ここで補足説明を農業委員の9番島川委員にお願いします。

島川委員

9番の島川です。

隣近所はほとんど家ばかりで、畑が少しあるぐらいで、何も問題ないと思います。審議のほど、よろしくお願いします。

濱北会長	<p>ありがとうございました。</p>
城戸推進委員	<p>続きまして担当推進委員の城戸推進委員に意見を伺います。 推進委員の城戸です。</p> <p>南側は道で、東側にも道があって、左側に畑がありますけど、これはご自分の家庭で食べる分の野菜ぐらいしかつくっておられません。ということで、周りの農地に悪影響を及ぼすところではありません。ということで、よろしくお願いします。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。ただいま、事務局、担当委員、それから担当推進委員の補足説明がございましたけど、何かこの件について質問等はございますか。</p>
濱北会長	<p>－ありません の声有－</p>
濱北会長	<p>なければ、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
濱北会長	<p>－賛成者挙手－</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号25番は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に進みます。14ページです。議案第33号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第33号農用地利用集積計画(案)が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を求めるものです。</p> <p>今回の申請については、15ページが総括表で、平成30年の期間ごとの総括です。</p> <p>続く16ページが今回の借り手の一覧で、現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして、今後の経営面積となります。詳細につきましては17ページからで、賃借権が6件17筆、1万8,712㎡、期間借地1件、1筆、2,711㎡となっています。</p> <p>以上、議案第33号の説明を終わります。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。</p>
濱北会長	<p>－ありません の声有－</p>
濱北会長	<p>なければ、農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
濱北会長	<p>－賛成者挙手－</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第33号は原案どおり決定いたします。</p>
事務局	<p>次に19ページです。議案第34号「平成30年農作業料金・農業労賃について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案第34号平成30年農作業料金・農業労賃について審議をする必要がありますので提出するものでございます。</p> <p>これについては、例年、全国農業会議所、熊本県農業会議より農作</p>

業の受託料金や農業雇用賃金、農外諸賃金の水準調査が行われています。調査票については農業委員会総会等に諮り、委員の意見聴取、検討をする必要があるため審議をお願いするものでございます。

20ページをお開きください。ちょっと字が小さいですけども、平成30年農作業料金・農業労賃に関する調査票でございます。平成30年10月より熊本県の最低賃金が上がっておりますので、ナシ、ミニトマトの雇用賃金が平成29年より増額されています。一番最下段のVI、農外諸賃金については、町臨時職員賃金やシルバー単価、統計資料、物価表をもとに算出しています。

委員の皆様からの御意見をいただき、場合によっては修正を行い、提出したいと思っておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

以上、議案第34号の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。何でも結構です。

中嶋委員  
事務局

生産組織というのはどこですか。

これは去年の同じ時期にもしていますけど、営農組合に聞いたり、麦作組合に聞き取りを行っております。

楠田推進委員  
事務局

これはこれ以上、下がったらいけないということですか。

いえ、長洲町の平均みたいなものです。なので、長洲町の個人農家さんが作業受託されていて、聞き取りをした平均賃金みたいな形です。もちろん、そこそれぞれであると思います。生産組織は、先ほど言いましたとおり、長洲は大きな法人などはないので、営農組合とか、麦作組合とかで、乾燥とかはカントリー、そういうところから単価をとってきているだけで、長洲町で大体これぐらいだと思ってください。もちろん、これより上下はありますよ。

中村推進委員  
事務局

ここに1日と書いてあるのは、一応8時間を出してるんですか。

下に労働時間、8時間と書いてあって、トマトだけ、男性の方で常勤みたいな人たちは8時間計算と、あと女性のパートさんのちぎり手の方とかは5時間半とかで計算させていただいていています。

濱北会長

ほかにありませんか。平均ですから、これでいいですか。

—ありません の声有—

濱北会長

なければ、賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第34号は原案どおり決定いたします。

以上で本日の提出議案は全て終了いたしました。

委員、推進委員の皆さんからその他の件について何か質問等はございませんか。

—ありません の声有—

濱北会長

なければ事務局のほうから。

(その他事務局説明)

1. 農業者年金加入推進について
2. 非農地化について
3. 下限面積（別段の面積）の設定について
4. 農業委員会意見交換会について

濱北会長

それでは、これもちまして平成30年度第10回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

事務局

起立。礼。

閉会（終了 午前10時55分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印